

千葉県里親制度振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、里親制度の発展を図り、もって児童の福祉の向上に寄与するため、千葉県里親会に対し、同会が行う里親制度振興事業に関する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「里親制度振興事業」とは、里親を対象として、養育技術の習得、里親に関する情報の収集・交換等を目的として研修を行い、及び里親損害賠償責任保険に加入することをいう。

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費及び額は、次のとおりとする。

対象経費	補助額
里親研修に要する経費（他の団体等が主催する大会・協議会等への参加負担金を含む。）	実支出額と市長が定める額とを比較して、いずれか少ない方の額
里親損害賠償責任保険の加入に要する経費	実支出額と市長が別に定める額とを比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉県里親制度振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配布又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市里親制度振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更等の承認申請書）

第7条 第5条第1項又は第2号に規定により承認を受けようとするときは、千葉市里親制度振興事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉市里親制度振興事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）里親損害賠償責任保険契約書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市里親制度振興事業補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市里親制度振興事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市里親制度振興事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市里親制度振興事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市里親制度振興事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行し、平成9年分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉市里親制度振興事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法人等名称

代表者名

印

年度千葉市里親制度振興事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	(1) 補助所要額 円 (2) 算出の基礎 別紙
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業の着手予定年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他

別紙

申請額算出内訳書

区分	総事業費 A	補助基準額 B	補助所要額 C	備考
里親研修事業費				
里親損害賠償保険加入経費				
計				

※補助所要額 C は総事業費 A と補助基準額 B を比較していずれか少ない方の額とする。

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

千葉市里親制度振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度千葉市里親制度振興事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市里親制度振興事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市里親制度振興事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

法人等名称

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定にあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市里親制度振興事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

補助金既交付決定額	円
変更後補助金所要額	円
差 引 所 要 額	円
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）年月日	
添付書類	(事業の変更の場合) (1) 事業変更計画書 (2) 収支変更予算（見込）書 (3) 千葉市里親制度振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し (事業の中止（廃止）の場合) (1) 補助事業の経過及び成果を証する書類等 (2) その他

様式第4号

千葉市里親制度振興事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法人等名称

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市里親制度振興事業を次のとおり実施したので、千葉市補助金等交付規則第12条により関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	
補助金の既交付額	年 月 日
補助金の経費精算額	(1) 精算額 円 (2) 内 容 別紙
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 里親賠償責任保険契約書(写) (4) その他

(注) 添付書類のうち(2)及び(3)については、代表者原本証明を行うこと。

別紙

事業費精算内訳

区分	総事業費 A	補助基準額 B	補助所要額 C	交付決定額 D	差し引き過不足額 (C-D)
里親研修事業費 (a)					
里親損害賠償保険 加入経費 (b)					
計					

※補助所要額 C のうち (a) は、総事業費 A と補助基準額 B を比較していずれか少ない方の額とする。

補助所要額 C のうち (b) は、総事業費 A と補助基準額 B を比較して少ない額の 1/2 とする。

様式第5号

千葉市達 第 号

様

千葉市里親制度振興事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市里親制度振興事業実績報告書により、千葉市里親制度振興事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

年 月 日

千葉県里親制度振興事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

法人等名称

代表者名

印

年 月 日付千葉県達 第 号千葉県里親制度振興事業補助金額確定通知書により確定した 年度千葉県里親制度振興事業補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 千葉県里親制度振興事業補助金交付決定通知書(様式第2号)の写し 2 千葉県里親制度振興事業補助金確定通知書(様式第5号)の写し 3 その他

様式第7号

年 月 日

千葉県里親制度振興事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉県長

住 所

法人等名称

代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日付 円
	年 月 日付 円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 千葉県里親制度振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し 2 その他

様

千葉市里親制度振興事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市里親制度振興事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市達 第 号

様

千葉市里親制度振興事業補助金返還命令書

年 月 日付千葉市達 第 号により通知した千葉市里親制度振興事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日 まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。